

第27期東京都自然環境保全審議会
第2回計画部会
速 記 録

令和8年1月8日（木）午後2時00分～

WEB会議

○古館計画課長 それでは、ただいまより、第2回計画部会を開始させていただきます。

事務局を務めます、環境局自然環境部計画課長の古館でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の計画部会につきましてはウェブでの開催となります。まず初めに、注意事項を申し上げさせていただきます。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

何か不具合等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いになりますが、会議中は、カメラを常にオフ、マイクはミュートの状態としていただきますようお願いいたします。

御発言いただく場合は、Zoomの「挙手機能」を使用してお知らせいただければと思います。部会長のほうで指名させていただきますので、その際、カメラをオンにし、ミュートを解除して御発言をお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告させていただきます。本日は、荒井委員、齋藤委員、佐伯委員が欠席されております。

計画部会に所属する委員、臨時委員12名中9名の方に御出席いただいておりますので、規定によりまして、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本日の会議時間につきましては、1時間30分程度を予定しております。議論や質問の状況によっては前後する場合がございますので、御了承いただければと思います。

それでは、一ノ瀬部会長、審議の進行をお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 それでは、進行に先立ち、本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃるということですので、審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局は、傍聴人を入室させてください。

○事務局 一ノ瀬部会長、申し訳ございません。現在、傍聴人がオンライン会議に入室していないため、入室次第、許可させていただきたいと思います。そのため、このまま進行を継続いただきますようお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 分かりました。

それでは、これより第2回計画部会の審議を開始したいと思います。

本日の議事は、「諮問第501号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）」、「諮問第502号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）」になります。

初めに、事務局から本日の議事の資料の確認をお願いします。

○古館計画課長 承知いたしました。

本日の資料につきましては、委員の皆様事前に送付させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。もしお手元にない場合につきましては、事務局までチャットにてお知らせいただければと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、諮問第501号に関しましては、資料1-1「町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）」、資料1-2「町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画（三輪）（案）」、資料1-3「令和4年度自然環境調査結果（希少種位置図等抜粋）」となります。

続いて、諮問第502号に関しましては、資料2-1「町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）」、資料2-2「町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画（三輪沢山）（案）」、資料2-3「令和6-7年度自然環境調査結果（希少種位置図等抜粋）」となります。

そして、「会議次第」と「委員名簿」をつけさせていただいております。

資料は以上となります。

なお、資料1-3及び2-3につきましては、資料内に希少種の生息情報が掲載されており、この内容が公表されますと、生息地への立入りや密猟等、希少種へ影響が及ぶおそれがございますので、非公開とさせていただきます。非公開資料は委員の皆様へのみ、この場限りで御覧いただきます。

また、当該資料に係る審議及び議事録についても非公開とさせていただきます。非公開資料の説明及び非公開資料に係る質疑応答につきましては、傍聴用の映像、音声を中断いたしますので御承知おきください。

御説明は以上となります。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から資料、審議及び議事録の取扱いについて提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御異議等ないようですので、資料、審議及び議事録の取扱いは事務局案どおりということで、よろしくをお願いします。

それでは、諮問第501号、第502号の審議に入りたいと思います。こちらの2件は一括して

審議を行います。まず事務局より公開可能部分の資料について説明をいただき、質疑、意見交換を行います。次に、傍聴用の映像、音声を中断した上で、事務局より非公開部分の資料について説明をいただき、こちらも質疑、意見交換を行いたいと思います。最後に、傍聴用の映像、音声を再度接続して、採決を行います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○渡邊緑環境課長 緑環境課長の渡邊です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、町田市内の緑地、三輪及び三輪沢山の2区域に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について御説明させていただきます。

今回御議論いただく内容としましては、資料1、2にお示ししています保全地域の指定、その保全計画の策定でございます。分量がちょっと多いため、主な内容につきまして、資料1-1、2-1で説明しまして、補足として資料1-2、2-2の本文を適宜御参照いただきながら進めさせていただきます。

まず、町田の三輪について、資料1-1により御説明させていただきます。

まず初めに、指定書案の概要です。

保全地域の種別は里山保全地域、名称は町田三輪里山保全地域です。所在地は町田市南東部、三輪の一部、指定面積は12万7912平米を予定してございます。

なお、本件につきまして、地権者からおおむね同意書は取得済みでございますが、若干、面積で言いますと2,000平米ぐらい、地権者複数名、口頭では同意いただいておりますが、書面での提出が未了のため、まだ調整中という形とさせていただきます。状況によりまして若干変動する可能性はありますが、あらかじめ御了承ください。

右上の位置図を御覧ください。指定予定地は、小田急線鶴川駅からバスで約30分のところ、神奈川県境に位置します。周辺には町田市の都市計画緑地、三輪の森、横浜市寺家のふるさと村、こどもの国の緑地等がありまして、周辺の緑地と一体となったエリアとなっております。

下の図は、指定予定地を拡大したものでございます。左の⑥の区域の概要と併せて御覧ください。当区域におきましては、多摩丘陵の中央部に位置しまして、樹林地と3つの谷戸等から構成されてございます。希少植物として、タマノカンアオイ、キンラン等が生育しておりまして、谷戸の水田や湿地等には、イトトリゲモ、キクモ等の水生植物、また、ニホンアカガエル、ゲンジボタル等の水生生物といった希少動植物が確認されてございます。特に、南谷一帯としましては希少種の確認数が多く、重要な生息地となっているというような状況

でございます。

続きまして、⑦の指定理由です。当区域は、多様な自然環境を有してしまし、希少な動植物が生息する重要な地域となっております。周辺緑地との連続性を確保しながら、こうした里山環境を将来にわたり保全する必要があるため、今回、保全地域として指定したいと考えてございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

自然の保護と回復のための方針です。全体の方針としまして、樹林地、水田、水路等の生物多様性を保全しまして、里山環境を保全してまいります。また、希少動植物をはじめとする在来の動植物の生息の維持、回復に取り組むことを考えています。

次に、左下の環境区分の図を御覧ください。区域全体としては、樹林地がありまして、その中に3つの谷戸が存在する環境構造となっております。区域内には、黄土色の全体に広がってございます樹林地や、ピンク色の竹林とした樹林環境、オレンジ色の草地、緑色の畑地、青色の水田などの里山環境となっております。さらに、ため池等を水域環境に区分しまして、それぞれの区分ごとに右の保全計画方針を定めたという形になってございます。

主な内容としまして、区域全体の共通事項では、樹林地、水田等を一体的に保全するとともに、キクモ、ニホンアカガエルなどの希少な動植物の生息環境を保全してまいります。

また、当区域としましては、オオフサモ、アライグマ、アメリカザリガニなど侵略的外来種が確認されていますので、積極的な駆除と侵入防止に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、樹林環境でございますが、主体となるコナラ群林などの保全と回復、里山環境では水田の継続的な維持管理を行いまし、地域の動植物の保全等につなげていきたいと考えてございます。

また、水域環境ですが、谷戸周辺のため池や水路に見られるイトトリゲモなどの水草、ニホンアカガエルなどの両生類、ホトケドジョウなどの魚類等の水環境を適切に管理いたしまして、動植物の生育環境の保全に取り組んでまいります。

保全方針の主な内容につきまして、資料1-2で補足させていただければと思います。

こちらの7ページから10ページにわたりまして、樹林地と3つの谷戸エリアにおける現況の自然特性、左になりますが、それを踏まえて保全方針を右側に示してございます。この保全方針、右の欄になりますが、樹林環境では、上から2ポツ目の樹林環境に依存する動植物

の生息環境の保全・回復等を図ることとしておりまして、特に、タマノカンアオイ、キンランなど希少植物の保全等に重点を置きたいと考えてございます。

3ポツ目の樹林環境の維持管理に当たりましては、希少動植物の保全を考慮した方法による下層植生の下刈りや伐採等のルールづくりを地権者の理解を得ながら検討していきたいと考えてございます。

続いて、6ポツ目となりますが、本区域では、複合的な環境を利用する両生類が生息している状況でございます。そうした生物の生息環境を保全するため、谷戸地に面する林縁部では湿地環境との連続性に配慮した管理、具体的には林縁部においても湿地環境に近い光環境を維持するなど、樹木の剪定や下層植生の下刈りを行うことを検討していきたいと考えてございます。

下のほうに行きまして、里山環境になります。こちらの3つの谷戸に共通して、カエル類、水域を中心に複合的な環境を利用する生物が生息可能な環境の保全を図るために、樹林環境と同様になりますが、水田・湿地－草地－樹林の連続性に配慮した管理を行うことを考えてございます。

次に、農地の維持管理に当たりましては、現状実施しているところがございます。こちらの耕作方法等を尊重いたしまして、希少な動植物の生息環境の保全等を念頭に置き、農薬や施肥、下刈りのルール、水域環境では、流水に依存する水生生物の生息環境を保全するため、流水の維持や下刈りのルールなど、こちらも地権者の協力を得ながら検討していきたいと考えてございます。

お手数ですが、再び資料1-1に戻りまして、3ページ目の植生と管理方針を説明させていただきます。左下の図が現存の植生図です。凡例はそれぞれ御覧のとおりでございまして、樹林地は主に緑色のコナラ群落で構成されています。上のほうですが、周辺にベージュ色の畑地、青色系の水田が分布しているような状況です。

将来的な目標植生でございますが、現存植生と同一としてございまして、右表のほうに植生ごとの管理方針を整理させていただいております。

具体的には、番号が飛んで恐縮なのですが、1のシイ・カシ二次林、5のスギ・ヒノキ・サワラ群落は、基本的には手を加えず、遷移に委ねること。2のコナラ群落は必要に応じて萌芽更新を実施すること。3のアズマネザサ、4のオギ群落、6の竹林は、生育範囲の拡大抑制を図ること。7から9の畑地、水田雑草群落では、こちらの現状の耕作を尊重いたしまして、希少種の保全等へ向けて農薬等のルールづくりを検討していきたいと考えてござ

ざいます。

なお、水田につきましては、将来的に耕作しなくなった場合でも、これまでと同様に耕耘・水入れを行うことを考えてございます。

一番下の開放水域でございますが、水量の維持、下刈りの実施により、ゲンジボタルやホトケドジョウなど希少な動植物の保全をすることを考えてございます。

こちらにつきましても、資料1-2で主だった事項を補足させていただければと思います。

こちらの12から17ページにわたって管理方針を整理してございます。詳細な管理方法は上のほう、右の詳細な確認を示させていただきますが、右欄のAからEとなっている、左から主木、草地とありますが、これは管理方針の方法の番号と説明に対応してございます。この上にある説明に対応しているというような状況です。

こちらの主木、下草、各区分別の管理方針を示したものでございまして、主な点だけ御説明させていただきます。コナラ群落など樹林の共通した管理方法として、下刈りの際の時期の記載につきまして、常緑性の希少植物の刈り取りを防ぐため、必要に応じてマーキングするなど配慮しながら維持管理をしていきたいと考えてございます。

次に、アズマネザサやオギなどの繁殖力の強い植生には、環境の単調化や植生遷移に伴う乾燥化を抑制するため、適宜、刈り取りを実施しまして、多様な環境を創出していきたいと考えてございます。

水田の管理ですが、キクモ等の水生植物、タコノアシ等の湿性植物、コマルケシゲンゴロウ等の水生昆虫、ハラビロトンボやニホンアカガエルといった希少な動植物がございまして、こういった保全に配慮してまいります。

放棄水田につきましては、耕耘・水入れをすることで湿地環境を維持しまして、こちらは復田の可能性もございまして、こういった場合に水田雑草群落の再生を試みるということで整理させていただいてございます。

水路等の開放水域は、管理方法といたしまして、流水環境を維持するために、水路への土砂の流入に注意し、水路に常に水がある状態を維持しまして、水路の深掘りといった河床の過度な攪乱は避けるようにしていきたいと考えてございます。

お手数ですが、また資料1-1に戻りまして、4ページを御覧ください。こちらは指定後の規制や活用の方針でございます。

自然の保護と回復のための規制に関する事項でございまして、今回、保全地域の指定により、条例に基づきまして、建築物の新築等の行為が制限されます。

施設に関する事項といたしましては、維持管理や体験活動、保全活動の実施に当たりまして、必要に応じてトイレ、休憩場所等、活動拠点の施設の設置を可能とするというものを定めてございます。

一番下の保全地域の活用その他運営に関する事項でございますが、将来的に保全事業の推進に当たりまして、必要に応じて地権者、自治体、ボランティアなど関係機関で構成する協議の場を設けることを定めているというような状況でございます。

続いて、5ページ、次のスライドになります。野生動植物保護地区の指定についてです。

本区域のうち、南谷の一部では、ニホンアカガエルなど希少な湿地の生物を保護するために、条例に基づく保護地域を指定したいと考えてございます。

具体的には、南谷は特に良好な湿地環境が保たれておりまして、絶滅危惧種ⅠBであるイトトリゲモ、ⅠAであるミゾハコベ、ⅠBであるキクモの個体が多く確認されており、また、ⅠBのニホンアカガエルの産卵域としても重要な地区でございます。

これらの保護を目的としまして、ちょうど左上の緑色で示した範囲を指定するものということで、こちらは今のところ約1.2ヘクタールを予定しておりますが、今後、地権者との調整がございますので、若干面積が前後することがございます。本審までには正式な数値としたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。

右下にございますように、参考までにこれまで八王子東中野など4つ指定実績があるというような状況でございます。

最後のスライドになりますが、6ページ、指定地域における希少動植物の生息状況でございます。

調査結果につきまして、植物相は109科469種が記録されまして、このうち注目種は下表のとおりでございます。主だったものとしまして、絶滅危惧種ⅠA類のヒメミズワラビ、ⅠB類のオオカナワラビやキクモなどが確認されてございます。

右の動物相では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類が確認されておりまして、注目種は下表のとおりでございます。絶滅危惧ⅠB類では、鳥類のミゾゴイ、両生類のニホンアカガエル、魚類のホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類では鳥類のオオタカ、両生類のニホンアマガエル、水生生物のヤマサナエ、貝類のマルタニシが確認されているというような状況でございます。

このように、本区域は生物多様性の観点からも重要な地域であるということが確認されているような状況でございます。

ちょっと長くなって恐縮です。続きまして、資料2を御説明させていただければと思いま

す。こちらは町田三輪沢山の説明になります。

まず、指定書案の概要です。種別は里山保全地域、名称は町田三輪沢山里山保全地域と考えてございます。所在地は町田市の南東部、三輪町の一部、指定面積は2万4518平米を予定してございます。

右上の位置図を御覧ください。指定予定地は小田急線鶴川駅からバスで20分程度、先ほど御説明した町田三輪の北側に位置します。

下の図は、指定予定地の拡大図です。左側の⑥の区域の概要と一緒に御覧ください。当区域は、多摩丘陵の中央部に位置しまして、鶴見川水系の流域に含まれます。樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成されておまして、地権者により維持管理が長年継続され、里山環境が良好に残存している状況でございます。当区域には、沢山城跡を含みまして、当時から空堀や土塁などの遺構が地形として現存し、動植物の重要な生息環境として機能しているというような状況でございます。鳥類では、エナガに加えまして、林縁・農耕地に生息するモズ、オナガ等、また、昆虫類では、マユタテアカネなど水辺を利用する種も確認されておりまして、鶴見川など周辺環境とのつながりが見られるというような状況です。

続きまして、⑦の指定理由です。当区域は、年間を通じた適切な管理が継続されまして、多様な動植物が生息している状況でございます。こうした自然環境を継承しまして、かつて多摩丘陵に広く分布されておりました原風景も含めて確保するといったことは、生物多様性の保全の観点からも重要であるため、今回指定したいと考えてございます。

次に、2ページ目となります。

自然の保護と回復のための方針です。全体の方針は、先ほど説明した町田三輪と同様でございます。

次に、左下の環境区分の図を御覧ください。区域内は、黄土色の樹林地、ピンク色の竹林、緑色の畑地で構成されておまして、それぞれ右表のとおり区分別の保全方針を定めさせていただきました。

主な内容になりますが、共通事項として、樹林、林縁、農耕地を一体的に保全すると。こちらに生育していますタマノカンアオイ、キンラン、シダ類の希少な動植物の生息環境の保全と回復を図ってまいりたいと考えてございます。

また、こちらにつきましても、セイタカアワダチソウ、アライグマ等の外来種が確認されておりまして、こういった外来種の積極的な駆除と侵入防止に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、樹林環境につきましては、主体のコナラ群落の保全と回復、里山環境として、果樹園、畑地の継続的な維持管理を行いながら、地域の希少動植物の保全を図ってまいりたいと考えてございます。

こちらについても、主な内容につきましては、資料2-2で補足させていただければと思います。

右の欄になります保全の方針です。樹林環境では上から2ポツ目となりますが、沢山城跡の空堀や土塁等の遺構の維持を含めまして、現状の管理方針を尊重し、希少動植物の保全を考慮した方法による下刈りなどのルールづくりを地権者の理解を得ながら実施したいと考えてございます。

その次の3つ目です。枯損木については、鳥、昆虫類の利用を考慮しまして、安全面や景観等に支障のない範囲で残置するというふうに整理してございます。

また、次の里山環境の保全・回復といたしまして、これも樹林地同様、現状の管理方法を尊重しながら、地権者の理解を得てルールづくりをしていきたいと考えてございます。

お手数ですが、また資料2-1に戻らせていただきます。3ページ目になります。

植生の管理方針の説明となりますが、左下の図が現存植生です。凡例は御覧のとおりでございます。区域内は主に濃い緑色のコナラ群落、黄土色の果樹園、畑地で構成されているところです。将来的な目標植生は現存植生と同一、右の表のとおり植生ごとに管理方針を整理させていただいています。

1のシラカシ、2のスタジイ群落、7のスギ・ヒノキは、基本的に植生の遷移に委ねていく。3のケヤキ、4のエノキ群落、6のサクラ等の植林は、現状のまま保全。主木である5のコナラは、必要に応じて萌芽更新を実施してまいります。8の竹林は、パッチ状に残存しているものは伐採して、コナラ林等に移行しつつ、全般的に生息・生育範囲が拡大しないように抑制するというような方針でございます。また、10の果樹園、11の畑地でございますが、耕作を継続しまして、農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境の保全につなげていくという形で考えてございます。

こちらについても、若干、資料2-2で補足させていただきます。

9ページから14ページにわたって記載させていただいていますが、主な内容として、まず11ページ、5のコナラ群落がこの区域で広範囲を占めてございます。管理方針は先ほど申し上げたとおり、適宜萌芽更新を実施し、下層植生の下刈りも適宜行いまして、キンランなど明るい林床を好む植物の保全を図ってまいります。

管理方法といたしまして、シラカシの実生は基本的に除去すること。希少種の生育が確認された場合は、必要に応じてマーキングなどの配慮を実施することとしてございます。また、シダ類の生育や、ウグイスなど密生した植生を好む生物のために、下層植生を部分的に残していくということで考えてございます。

13ページ、8の竹林です。管理方法としましては、上から2ポツ目、現状で適度な密度となっている部分は管理を継続しながら、過密な状況避けるということ。

3つ目として、管理が十分にされていない部分は、間伐を行いまして、その後は間引き等によって適度な密度を維持していくことを考えてございます。

続きまして、資料2-1に戻らせていただきます。

4ページにつきましては、先ほど御説明しました指定後の規制・活用ですが、町田三輪と同様の内容であるため、説明は省略させていただきます。

続きまして、最後になりますが、5ページ目、指定地域における希少動植物の生息状況になります。調査結果につきまして、まず、植物相は113科459種が記録されています。注目種は下表のとおりです。絶滅危惧IA類のクマガイソウ、IB類のアマクサシダ、オオカナワラビ、絶滅危惧II類のタマノカンアオイ、アスカイノデ、準絶滅危惧のキツネノカミソリ、エビネ、キンランなどが確認されているというような状況でございます。

右の②の動物相ですが、哺乳類、鳥類等を確認されておりまして、注目種は下表のとおりでございます。絶滅危惧IA類では、鳥類のサンショウクイ、爬虫類のニホンマムシ、絶滅危惧II類では鳥類のツミ、センダイムシクイ、トラツグミ、爬虫類のヒガシニホントカゲ、シマヘビ、両生類のニホンアマガエル、昆虫類のミヤマアカネが確認されているところでございます。こちらの調査結果からも、本区域が生物多様性上重要な地域であることが確認されていると考えてございます。

長くなりましたが、説明は以上となりますが、指定に当たりましては、これまで地元の町田市とも連携・協力しながら実施しておりまして、こういった保全地域の種別、保全計画等につきましては、おおむね御理解いただいているような状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから質問や御意見をいただこうと思いますので、Zoomの挙手機能でお知らせいただければと思います。なお、複数ある場合は何人かずつ、まとめてお聞きしたいと思います。

それでは、御質問、御意見ございましたら、挙手機能でお知らせください。いかがでしょうか。

○古舘計画課長 一ノ瀬部会長、議論中に申し訳ございません。事務局から1点御報告がございますので、発言よろしいでしょうか。

○一ノ瀬部会長 どうぞ。

○古舘計画課長 資料説明の途中から、傍聴人が入室しておりますので、御報告させていただきます。

報告は以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 説明ありがとうございます。

資料2-2の中で表現として修正が必要かと感じた点があります。資料2-2の14ページ目、時間の関係で御説明の中ではなかったのですが、6の(2)です。「耕作地は、稲作を通した・・・」とありますけれども、沢山のほうは果樹園であったり畑地だったかと思いますが、御確認いただけますか。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしたら、上條委員も挙がっていますので、上條委員も伺ってから、事務局から返答いただこうと思います。

○上條委員 ありがとうございます。

これは計画の方針ということで、その先のことになるのかもしれないですが、コナラ林の更新、萌芽更新は非常に技術的なこともあるので、そういったことに関しては今後の課題になるというか、別の形の計画の資料的なものになるかもしれませんが、こういったものに関する技術的な準備状況のようなものを教えていただければと思います。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかは手が今は挙がっておりませんので、今のお二つについて、事務局からお願いします。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。

まず1点目の橋本委員からいただいた御指摘、ありがとうございます。こちらは確かに稲作は今ここではしてございませんので、修正させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、上條委員から御指摘、御質問いただきましたコナラ林の更新、技術的な準備という形なのですが、具体的に今後の話として、どのような形で考えているとかいう内容でございますか。

○上條委員 そういうところです。あと、これまでそういう実績があるのかどうかとかいうところですね。要するに、言うはやすし、行方は難しというのがコナラの更新なので。

○渡邊緑環境課長 今、保全地域は51地域あるのですが、その中でも、全てまではいかないのですが、萌芽更新を適宜実施しているところがございます。全部が全部なかなかいかないところなのですが、例えば我々のほうも今、試験的にある場所を定めまして、具体的に言うと、野火止と長房の保全地域では、結構密集していて、自然環境を再生するために萌芽更新をし始めています。今後はこういったものを拡大していこうかと考えてございまして、こちらの三輪・三輪沢山も含めて、今後、地権者から買取りが終わって、我々のほうが維持管理する際に、具体的にどのような形で更新していこうかというところを考えていかなければいけないかなというふうに考えてございます。直接の答えになっているか分からないのですが、こういった形でいかがでしょうか。

○上條委員 分かりました。現在進行形のものもあるといったことが分かりましたので、ぜひとも技術的に確立できるように情報共有とか、事例を増やすような形で、全体として都の雑木林がよくなるようにしていただければという方向性が大事かと思っておりますので、ありがとうございます。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにはいかがでしょうか。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。

前回の現地視察のときの説明も含めまして、やるべきこととか、都としてこういうことをやりたいということはよく理解できたのですが、具体的にここに書かれたことを、例えば5年以内に何をやるとか、10年以内に何をやるとか、30年以内に何をやるとか、そういうロードマップみたいなものを作成して、それに基づいて順応的かつ戦略的に物事を進めるようなことはお考えでしょうか。

○一ノ瀬部会長 事務局、いかがですか。

○渡邊緑環境課長 須田委員、御指摘ありがとうございます。

もちろんその辺は今後考えていかなければいけないと考えていまして、実際に今回、保全地域にお認めいただいて、その後、この保全計画なり管理方針に定めていますが、よりブレイクダウンして今後の計画を考えていかなければいけないという作業があると思います。

その前に、ここはまだ土地の所有者が民間の方、民地になっていますので、その辺、どこでまたタイミング的に買い取れるか、その上で今後、どういうふうに変更していくかというのが具体的に出てくるのではないかなと考えてございます。

そうはいいまして、買い取る前に全体の、これは地権者さんの協力を得てという形にはなるのですが、どのような計画でやっていくかを検討していかなければいけないかなと考えてございます。

○須田委員 ここは2か所とも、かなり以前から活動されている管理団体の方とか、活動団体の方とか、あとは長くそこを維持されている管理者の地権者の方がおるようですので、なるべくそういう人たちのノウハウを吸収できるうちにしっかり吸収して、都としても積極的にそのノウハウを活用して、維持管理ができるようにきちんと形をつくっていただけるとよいのかなと思います。

以上です。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。まさしくそのとおりでございまして、特に沢山の維持管理を行っている地権者の方とも先日打合せをさせていただきましたが、今のまま継続して残してもらいたい。ということは、やはり今のうちから関わりというか、どこまでというのはあれなのですが、接触しながら、ノウハウを引き継ぎながら後世に残していきたいと考えてございますので、そういったところで取り組んでまいりたいと考えてございます。

○須田委員 ありがとうございます。特に今回の2つの地域で重要となる動植物というのは、維持管理とか、水田耕作とか、畑作とか、定期的な攪乱に依存して生育・生息しているものが多いので、今までどのような管理をされていたかということを中心に踏まえた上で、それらが滅失することがないように、同じような管理圧をかけていく、攪乱圧をかけていくことが必要だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、神山委員、お願いします。

○神山委員 御説明ありがとうございます。

私からは1点です。保全地域の指定及び保全計画の策定に関して賛同させていただきます。現地説明会にも参加させていただきましたけれども、指定にふさわしい場所であると存じます。こうした指定に当たりまして、事務局におかれては、地権者様との交渉に多大な御貢献、御尽力いただけたことにお礼申し上げたいと思ひまして、感謝の言葉を述べさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。公開部分についてはよろしいですか。

特段追加の御質問、コメント等ございませんようですので、それでは、公開資料の審議はここまでとさせていただきます。次に、事務局は非公開資料の説明をお願いします。

なお、この後の審議は、東京都情報公開条例第7条の規定により、傍聴者は傍聴することができませんので、事務局は傍聴用の映像、音声を中断してください。

非公開資料の審議については、おおむね15分程度を想定していますけれども、その後、再度傍聴が可能となるということになります。ただ、若干時間が前後する可能性がありますので、非公開資料の審議が終了次第、映像、音声を再度接続させていただきます。

それでは、お願いします。

(傍聴者退室)

(非公開資料説明、質疑略)

(傍聴者入室)

○一ノ瀬部会長 それでは、御意見が出尽くしたようですので、諮問第501号及び第502号について、適当と認め、資料の修正については、若干の修正が入ることになったのですけれども、部会長預かりとさせていただきます、事務局と確認の上、答申(案)として次回の本審議会に報告したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、異議ないようですので、そのようにさせていただきますと思います。諮問第501号、502号について、適当と認め、修正を加えた上で本審議会に諮りたいと思います。

本日用意いただいた議事については以上となります。進行を事務局にお返ししたいと思います。

ます。よろしく申し上げます。

○古館計画課長　こちら事務局です。

本日は長時間にわたりまして、御審議いただき、ありがとうございました。

資料の修正が必要との御判断をいただきました諮問502号につきましては、修正案を一ノ瀬部会長に御確認いただいた上で、1月23日開催予定の第159回本審議会において御審議いただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第2回計画部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。